

## 平成 29 年度 第 1 回岐阜市公営企業経営審議会議事録（概要）

日 時 平成 29 年 11 月 14 日（火） 午後 2 時～

場 所 市庁舎西別館 2 階 第 1 研修室

### 議 事

- ・ 中期経営プランの進捗状況報告
- ・ 平成 28 年度 上下水道事業会計決算の状況報告

### 出席委員

木村 隆之 会長、石井 浩二 委員、山口 力也 委員、柳原 寛 委員、  
松原 徳和 委員、内藤 邦雄 委員、瀬瀬 晴美 委員、河野 美佐子 委員、  
入山 信子 委員、佐々木 和雄 委員

### 欠席委員

須田 眞 委員、藤吉 一郎 委員、山田 英治 委員、小山 昭久 委員

### ～資料説明～

#### 中期経営プランの進捗状況報告

#### 会長)

それでは只今の説明について、委員の皆様からご意見、ご質問をどうぞ。

#### A委員)

北部プラントのりん回収事業に関する平成 28 年度の維持管理費はいくらか。

#### 事務局)

およそ 1 億円である。

#### A委員)

りんの売却による収益は。

#### 事務局)

500 万円ほど。

A委員)

過去の状況はどうか。

事務局)

平成 27 年度は約 1 億 3,800 万円、平成 26 年度は約 1 億 800 万円の支出であり、収益はいずれも 500 万円程度である。

A委員)

継続して努力は必要だが、なかなか難しいのでは。新しい需要は見込めるのか。

事務局)

ニーズはそれなりにあると認識している。

A委員)

500 万円前後の収益に留まっている。本当にニーズがあるなら、1,000 万円であるとか、より大きな数字が出てくるのではないか。平成 25 年度はどうか？

事務局)

1 億 1,300 万円の支出で、収益は 500 万円程度である。

A委員)

やはり需要に変化が無いと思われる。一気に需要は出てこないだろう。一方で、維持管理費の観点では、一般的には経年化によって経費は増える。設備はますます老朽化していくわけで、設備投資も出てくる。新しい需要が出てくるというが、実績からはそのようには見えない。今後の事業の展望はどうなのか、

事務局)

りん回収も再生利用の一つであるが、再生利用については国でもモデル事業が設けられ、様々な手法が展開されている。そうした実証実験的な内容を確認しつつ、本市に合う手法で今後も進めていけるか否かも含めて、現在は検討中である。りん回収を続けていくのか、他の手段で進めていくのか、議論いただくことになろうかと思う。ご指摘のように、生産量には限りがあり、ニーズに追いつくかという問題がある。また一方で、処理灰の在庫が残っている状況でもある。どのような再生利用が可能かということも踏まえた上で、今後の事業展開を研究している段階である。

A委員)

この間も収益は伸びていない。事実上この計画は破たんしている。毎年 1 億円以上の費用をかけて 500 万円しか収益がない。公営企業だから事業継続が可能なのかもしれないが、民間企業ではありえない。普通なら、事業中止の判断をして然るべき状態ではないか。需要がない、売れないものをいくら作っても無駄である。全国の事業者が集まって、これは事業として厳しいという実情を国にもっと積極的に訴えてはどうか。1 億円の垂れ流しは下水料金に反映していくわけだから、どのように中止していくか、そのプロセスを本当に考えないといけないのではないか。それも含めて考えないと方向性が見えてくるとは思えない。岐阜市だけで難しければ、全国の事業者で知恵を出し合うとか、あるいは環境汚染の対策として事業をやるのであれば、他の会計からお金を持ってくるとか、そういうところを考えて、下水料金への反映をどのように阻止していくかが課題だと思う。何らかの勉強会を始めたとか、陳情へ行くとか、そういうことも併せて報告をしてもらいたい。

事務局)

ご指摘の点について、先日、日本下水道協会主催の全国大会に出席した際、総務省の職員も出席していて、いわゆる一般会計からの繰出基準に関して、できるだけ積極的に繰出しをできるように努力をしていきたいなどの発言があった。直ちにそうした動きがあるかは不透明だが、総務省としても、現状の厳しい制約のままではなく、ある程度は検討する用意があるという意図での発言と理解している。そのような動きがあれば、財政当局のほうも下水道事業会計に繰出しを行いやすい環境が生まれる可能性があるので、引き続き国の状況を注視して、協議を続けていきたい。また、国土交通省の補助制度に関して、建設に係るイニシャルコストについては補助がある一方で、維持管理費用については今のところは認めていくような動きは見られないが、下水汚泥の再生利用に関する努力義務が一昨年の下水道法の改正により定められ、維持管理費用についての支援を求める動きが下水道協会の中で各地方から出ており、大きな動きと認識している。また、維持管理費のコストダウンに関する技術的支援についても、国に支援を要請する方向で働きかけている。

A委員)

例えば、市の競輪事業は、利益を出し、そのお金を一般会計に繰り入れている。赤字だったら事業は継続できない。翻って、りん回収事業は、1 億円使って 500 万円しか収入がないという状態で、市民がこの事実を知ればどう思うか。一般家庭なら考えられない。おそらく全国の事業体は同じように悩んでいると思う。ぜひ国への陳情を繰り返してほしい。

事務局)

要望については、昨年から色々も行っている。なかなか国のほうで動きは見られないが、粘り強くやっていきたい。また、下水道協会の全国大会などで、他の事業体とも情報交換

しており、県内の自治体でも、りん回収事業を含めて再生利用の検討をしているところがある。努力義務とはいえ、法で再生利用を義務付けた以上、やはり国から支援してもらいたいし、総務省の繰出基準についても緩和を期待している。そのような要請も必要と考えている。

#### A委員)

例えば、汚泥処理の維持管理費用に対する財政支援と企業債の借換えを併せて要望するなど、複数の項目で要望してはどうか。1点だけの要望では効果が出ないかもしれないが、事業体として色々な要望を出してはどうか、何とか実益を得る方策を考えてほしい。

#### 会長)

りん回収事業について、取り止めることも含めて検討してはどうかという意見が出された。事業そのものを今後どうするかということについては、そのための手続が必要になると思う。事業を中止すべきという意見が出ることも踏まえ、もう一度抜本的な検討を要望しておきたい。

なお、公的な支援制度の活用はもちろん考えられるが、事業単体としての今後の見通しについて、端的に言えば増収に関して、どのような見解か、少し追加で説明してもらいたい。

#### 事務局)

先程述べたように、そもそもの目的は汚泥処理であり、その手法としてりん回収を行っている。そうした中で、例えば産業廃棄物として処分した場合にいくらの費用が掛かるかなどは、詳しく検討してみないとわからない部分がある。ただし、当然ながら、りん回収事業に限らず、将来どのような汚泥処理の手法を採用するにせよ、先ほど委員から指摘があったように、できるだけ料金に影響を与えない仕組みを作っていきたいと考えている。りん回収事業を続けるかどうかも含め、広い視野で検討していきたい。先程述べたように、国のモデル事業についても成果が出始めているので、そうした内容も確認しつつ、どのような形が本市にとって最も適当か、早めにプランを策定した上で、またこうした場で議論していただく流れになろうかと思う。現状のりん事業のデメリットは当然認識しつつ、また下水道法の趣旨を踏まえつつ、広い視野で取り組んでいきたい。

#### B委員)

ディスプレイモデル事業について、平成29年度に本格導入の可否を決定して、平成30、31年度は実施しないということによいか。

事務局)

ディスポーザーモデル事業については、現在、北西部処理区の中で4件の設置に留まっております。その数では、ディスポーザーが下水道事業に与える影響を確認できないため、現在、ある団地の内の4%ほどに設置をお願いして、下水道管に及ぼす影響を確認している。

これは6か月程度行っており、その検証結果を踏まえて、本格導入するのか、方針を今年度決めていきたいと考えている。本格導入できるという見込みがあれば、来年度の公営企業経営審議会に諮りたい。

B委員)

ディスポーザーの無償貸出事業について、貸出期間の終了後は、その機器をどうするのか。

事務局)

1ヶ月の貸出期間終了後、一旦、機器は外す。今回設置した4件については、現時点で本設置するには至っていない。

C委員)

ディスポーザーモデル事業は戸建てを対象として行っているようだが、岐阜市も再開発が進み、マンション等の計画も増えつつある中、集合住宅は考慮に入れなくてよいのか。

事務局)

マンション等の集合住宅に取り付けられるディスポーザーは処理槽付きで、いわゆる厨芥、砕いた生ごみを処理槽で一旦溜めて、上水(うわみず)だけを下水に流すもので、例えばシティタワー43などに設置されている。

現在、モデル事業等で検証しているディスポーザーは、直接投入型と言って、厨芥と水を一緒に下水道管に流すもの。

C委員)

処理槽付きのものであれば、下水道管に影響はないということか。

事務局)

処理槽付きのものは、処理槽で厨芥が沈むので、基本的に下水道管への影響はない。

C委員)

戸建ての家にということになると、新築の際とか、そういうものに興味のある人しか設置が見込めないで、検証は中々進まないのではないかと。そのような中で、結論を出す

というのは、ディスポーザーの利点や優位性を損なうのではないかと懸念する。そういうのも総合的に判断をした上で、導入の可否を本年度決めるということによいか。

事務局)

ご指摘のとおり、ディスポーザーのメリットとしては、生ごみの減量や衛生環境の改善等がある。そのため、無償貸出事業で使い勝手を体験していただいたり、広報を実施するなどしており、ディスポーザーの良さについても認識した上で、モデル事業を進めている。

現在は、北西部処理区に限りモデル事業として実施しているが、今後、他の処理区でも本格導入することとなった場合、大規模な開発において直接投入型ディスポーザーを設置する際には、周辺の下水道管の口径等、個別に検証が必要となるため、事前に開発業者と協議・検討して、設置の許可を出していくことになると考えている。

C委員)

許可を出していくか。

事務局)

排水設備の一種であるため、届出をしてもらった上で、問題が無ければ認めていくことになる。

C委員)

コストも掛かるので、中々設置は進まないのではないか。

事務局)

月の使用料は、直接投入型ディスポーザー1台につき400円である。

A委員)

本来、ごみ処理については環境事業部が費用を負担すべきだが、上下水道事業部が負担することになってしまうのではないか。直接投入型ディスポーザーに流して、ごみが出てこなくなる分、上下水道事業部が、その処理費を負担することになる。

また、問題なく流れればよいが、詰まった時は大変なことになるので、その際には、環境事業部に負担を求めることも考えなければならない。全て、上下水道事業部で負担するようではいけない。

事務局)

そのような管への影響も含めて、今、実証実験しているところ。

A委員)

下水道管が詰まったら、大変な影響がある。1戸だけでは済まず、詰まる箇所によっては、地域全体に影響することも考えられる。そのときの処理費、工事費等も念頭に入れて、「こういう場合は、一般会計から費用を頂かないといけない。」というようなことを検討しておくべき。それを、下水料金で全て賄うことはあってはならない。

直接投入型ディスポーザーを使ってない人にも影響が出る可能性があるのだから、そういうことも含めて、実証実験の段階で、検証しておく必要がある。

事務局)

現在は実証実験の段階のため、今、委員から指摘を受けた部分については、次の段階で検討していく必要もあると考えている。

会長)

下水道管に負荷のかからない、より性能の高いディスポーザーの開発というのは期待できないか。あるいは、既にあるが、非常に高価で一般の汎用性はないということか。状況を教えてほしい。

事務局)

ディスポーザー自体は、メーカーが研究開発している。市販されているので、設置するか否かは、住民の判断になる。

これはまだ実験段階の話と思うが、国土交通省では、おむつ等をディスポーザーの対象とすることを検討していると聞いている。そうしたことも踏まえると、メーカーでそれに合わせた技術開発等は進められるかもしれない。

会長)

あまり先走らない方がよいのではないかと。

事務局)

おむつ等の話については、今のところは難しいと考えている。

会長)

家庭のごみを下水道で処理出来れば効率的だと思うが、技術が伴わないと、経営面にも負担がかかることになるので、慎重に検討してほしい。

D委員)

別冊1の12ページの下水道施設の耐震化について、平成28年の計画は未実施となって

いるが、平成 29 年度中に、平成 29 年度の目標と平成 28 年度の未実施分も合わせて、全て完了させる予定か。平成 30、31 年度には事業を実施しないのか。

事務局)

下水道施設の耐震化については、現在、下水道総合地震対策整備事業に基づき進めているが、その計画が平成 29 年度までとなっていることから、中期経営プラン上は平成 30 年度以降の目標を記載していない。下水道総合地震対策整備事業は、現在、計画の延伸手続を進めており、さらに 5 年間延長して事業を継続していく予定。

平成 28 年度に未実施となっているもののうち、北部プラントの管理棟については、今年度、実施しているところである。同じく未実施の南部プラントの管理棟や、平成 29 年度実施する予定であった則武ポンプ場の耐震化等については、今後実施していきたいと考えている。国から補助金を受けながら事業実施しているが、補助金も厳しくなっており、その状況によって優先順位を決めながら事業を進めているため、事業を先送りして、計画を延伸している状況である。

D 委員)

平成 30、31 年度の年次目標の欄に斜線が引いてあり、説明等も無いので、この記載では平成 29 年度には、その前の年の分も含めて全部完了するものと、誤解されるのではないか。

事務局)

先ほどの説明のとおり、下水道総合地震対策整備事業は計画の延伸を含めて検討しているので、来年度の公営企業経営審議会に中期経営プランの中間報告をする際に、その見直しも含めて、記載の方法を検討したい。

D 委員)

承知した。

E 委員)

未利用地の有効活用について、売却というと、民間であれば、「売れるときに売ろう」、とか「売れない場合はどうするか」など、検討するが、なんとしても売ろうということなのか、目標として謳っているものの、条件次第で売らないということなのか。

また、売却対象地はどのような土地か。

事務局)

平成 28 年度は 2 件が対象となっており、1 件目が日野南 3 丁目の土地で、広さは 212.84 m<sup>2</sup>、最低入札価格は 7,237 千円。もう 1 つは長良竜東町 5 丁目の土地で、広さは 273.13 m<sup>2</sup>、



最低入札価格は8,768千円。

売却のため入札を行ったが、応札が無かった。平成29年度もこの2件について、最低入札価格を引き下げる形で入札ができないか検討している。

E委員)

最低入札価格を設定せずに、一番高い価格で入札した者に売却するという考えはないのか。また、最低入札価格は公表しているのか。

事務局)

最低入札価格は公表している。市長部局と同様に、年に2回を実施しているが、平成28年度は2回とも応札がなかった。

E委員)

現地を見ていないのでわからないが、入札がないということは、その価格では買い手が手を出せないということではないか。例えば特例として、最低入札価格をなくして、その中で一番高いところに売却するという判断はないのか。

事務局)

詳しい資料を持ち合わせていないが、一定の制約があり、それに基づいて基準価格を設定しているので、先ほどの説明のとおり、少し価格を下げて入札を続けていくことを考えている。

E委員)

資料の別冊2の2ページの進行状況の報告について、平成27、28年度の効果額が良くないが、目標値の変更はしないのか。

事務局)

ディスプレイモデル事業の継続については、平成29年度に今後の方針を決定するので、そこで一旦総括することになる。

りん回収事業については、この中期経営プランを策定した際、りんの増産をはかることによる増収益を計上したもので、毎年、6万円程度の増産額が出てくるだろうという計画であった。これについて2年目の段階で修正することは考えていないが、来年度が中期経営プランの中間見直しの時期にあたるので、これらの項目の見直しも含めて検討していきたい。

E 委員)

私も経営者であり、経営していると途中で計画を変更せざるを得ないこともあるので、それに比べると違和感があった。

F 委員)

りん回収事業について、費用がかなり掛かっているということであるが、りんは枯渇資源であり、それを再生して採ろうというのが元々の発想だと思う。それはどちらかというところと国家事業の問題であって、各市町村の下水道事業で実験的な試行をしなければならないものか。

また、毎年 1 億円程度掛かる費用について、今のところ縮減できる目処もない中で、継続する必要性があるのか。

事務局)

一昨年、下水道法が改正され、汚泥処理の再生利用について努力義務が課されており、単なる実証実験という意味ではなく、下水道事業の本来業務である汚泥処理の過程でりんを回収しているという考え方である。

ただし、再生利用については、他の事業者が様々な手法に着手しており、成果が出つつあるということを聞いているので、そうしたことも踏まえて、検討していきたい。

いずれにしても、汚泥処理はやらざるを得ないので、それを例えば産業廃棄物として処理するとしても、一定の費用が必要であり、当然、埋立てをどうするかというような問題も出てくるので、その辺りも踏まえて、視野を広げて考えていきたい。

会長)

有収率について、残念ながら急速に改善は見られない状況であるが、先ほどの説明の中で、有識者による検討という話があった。これについて詳細を説明してほしい。

事務局)

平成 26 年度から有収率対策を進めてきているが、数字として目に見える効果が出ていない。そこで、本市が実施している対策の有効性を検証するため、日本水道協会、東京水道サービス及び水道技術研究センターから、それぞれ専門家を招いて意見を聞く予定。その意見を来年度以降の施策に盛り込んで実施し、その効果について、再度意見をいただく。

彼らは専門家であり、様々な事例を知っているので、本市の対策に付け加えるべきもの、あるいは効果の薄い対策などを指摘してもらい、有収率の向上に繋げていきたいと考えている。

D委員)

岐阜市の有収率は非常に低いですが、岐阜市のように有収率が低い市と高い市では、そもそも何か仕組みが違うのか。

事務局)

基本的に仕組みは同じであるが、対策に取り組んだ時期、そしてその対策の積み重ねが今の状況に表れていると思われる。岐阜市では、従来はあまり有収率対策を重要視してこなかったところに原因があるのではないかと考えている。

例えば和歌山市は、平成19年の時点では岐阜市より有収率が悪かったが、現在は80%を超えており、非常に良くなっている。これは10年前から少しずつ対策を講じてきた結果であり、実際にそういった対策を講じることによって有収率が向上することは分かっている。岐阜市でもまさに今対策を進めていて、すぐには効果が出ないかもしれないが、長期的には効果が表れてくると考えている。

D委員)

有収率について、平成30年度に78.5%という目標値が記載してあるが、何か根拠があるのか。

事務局)

以前の水道事業の基本計画であった「岐阜市水道ビジョン」における有収率の計画値を基にして設定している。

D委員)

平成28年度の実績は74.8%であるが、平成30年度までにどういう対策をして、どういう風にすれば達成できる見込みなのか、具体的に決まっているのか。

事務局)

目標値は、過去からのデータの傾向から設定したもの。達成の見込みという点では、なんとも言えない部分がある。

D委員)

承知した。

A委員)

有収率については費用対効果を考えるべきであり、水道会計に寄与することが重要。数字を上げることが目標ではなく、全体の財政を健全化するのが目的なのだから、仮に配水

管全部を新しくすれば、有収率が上がるだろうが、それをやって経営が立ち行かなくなつては意味がないので、その点は留意してほしい。

事務局)

ご指摘のとおりであり、配水管の更新率 1%程度を維持していきたいというのも、そのところを勘案した目標で、1%程度の更新を実施しつつ、耐震化を図っていきたいと考えている。

有収率という観点からすると、管の更新の効果がすぐには出るかどうか、約束はしかねるところではあるが、これまでの実績から更新率が高い時期は、有収率も改善しているので、徐々に改善していくことを期待している。

また、和歌山市においても、小ブロック化して必要なところに集中投資して、結果として有収率を上げられたと聞いているので、ご指摘のとおり、無駄な投資にならないよう留意して対策を進めていきたい。

#### ～資料説明～

#### 平成 28 年度 上下水道事業会計決算の状況等

F 委員)

資料の 10 ページの下水の処理水量について、過去 3、4 年は変わらない数字で来ていたが、平成 28 年度だけ 4%弱減少している。これは半月程度の水量に相当し、少々大きい減少と考えられる。水洗化戸数や水洗化人口が増えている中で、処理水量がどうして減るのか。何か特別な要因があるのか。

事務局)

設備機器の節水化の影響はあると考えられる。また、少量であるがマンホールの蓋から雨水が流入することもあるので、そういった雨の降る状況等も若干は影響した可能性もある。

F 委員)

過去 4、5 年の変化に対し、平成 28 年度の変化が若干大きいと感じた。雨の影響であれば、過去にも同程度の変化があっても然るべきと思うが、何か特別なことがあったわけではないのか。

事務局)

特別なことはない。

F 委員)

処理水量が減るということは、下水料金の総収入も減るということか。

事務局)

処理水量というのは下水処理場に入ってくる量で、料金収入となる水量とは別の指標である。

D 委員)

現在、岐阜県庁は水道水を全く使用していないのか。

事務局)

使用していない。

D 委員)

他の県でもそういうことが多いのか。

事務局)

他県の状況は把握していない。

D 委員)

岐阜県庁も建て直しの案が出ており、良い時期である。県庁は水を大量に使うと思うので、是非使用するよう働きかけてほしい。

事務局)

県に対しては要望を行っている。

会長)

そのほかはないか。それでは、本日の議事を終了する。